

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた「技術者の地位向上」の実現により企業価値の増大と永続的存続及び社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、株主総会の充実、取締役会の一層の機能強化を図り、積極的かつ継続的な情報開示・IR活動を行い、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じ取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤本 彰	2,001,000	25.11
株式会社SBI証券	253,171	3.18
JPモルガン証券株式会社	211,600	2.66
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	201,400	2.53
小森 ミヨ	159,700	2.00
MSCO CUSTOMER SECURITIES	134,400	1.69
UBS AG LONDON A / C	130,900	1.64
ジェイテック従業員持株会	116,400	1.46
藤本 信	115,500	1.45
小貝 恭生	100,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

3月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山田 峻介	他の会社の出身者													
尾野 恭史	他の会社の出身者													
関口 輝比古	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 峻介				<p>< 監査等委員である取締役選任理由 > 当社で長年、監査業務に従事していただいた実績と経験に裏打ちされた的確な助言をいただきたいため選任いたしました。</p> <p>< 独立役員指定理由 > 証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であると判断し、独立役員として指定しております。</p>
尾野 恭史				<p>< 監査等委員である取締役選任理由 > 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただきたいため選任いたしました。</p>
関口 輝比古				<p>< 監査等委員である取締役選任理由 > 海外勤務で培われた豊富な経験と高い見識を活かして、当社の経営に有益な提言、助言をいただきたいため選任いたしました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	2	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置しておりません。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は、内部監査につきましては、内部統制室(1名)を設置しており、当社並びに連結子会社を対象に内部監査規程及び年間監査計画に基づき内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。

監査等委員会監査につきましては、監査等委員である社外取締役が、代表取締役と定期的に意見交換を行い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の業務執行の適法性・妥当性について意見交換を行っております。

会計監査につきましては、会計監査人としてPwC京都監査法人を選任しており、定期的に会計監査を受けるほか、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

それぞれ、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を通じてその実効性を高めるように努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大へのより一層の意欲及び士気向上のためストックオプション制度の導入をしております。

平成25年6月27日開催の第17回定時株主総会で、従来の取締役の報酬の額とは別枠で、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額100,000千円以内の範囲で当社取締役会の決議により発行することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大への意欲や士気を一層高めることを目的として、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、年額100,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を当社取締役会の決議により発行することといたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬の内容は、2023年3月期において総額は75,234千円、使用人給与相当額が14,100千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の内容は、現金支給である固定報酬を基本とし、企業価値の増大への意欲や士気を高めることを目的として、業績連動及び非金銭報酬である新株予約権を支給することもある。

その算定方法の決定方針は、「役位、職責、在任年数等に応じた報酬」、「当社グループの業績に見合った報酬」、「企業価値向上への動機づけとなる報酬」を基本とし、現金支給の場合は、株主総会で決議された年額の報酬限度額の範囲内で、個人別報酬等の算定方法の決定方針を基に、代表取締役社長藤本彰氏に全部の決定を委任いたします。代表取締役社長藤本彰氏に各取締役の基本報酬の額の決定を委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役が適しているとの判断によります。

現金支給である固定報酬の支給時期は、株主総会で選任された翌月より、上記により決定された報酬の年間総額を分割し、毎月定額支給であります。

業績連動及び非金銭報酬型の新株予約権の支給については、株主総会で決議された範囲内で、取締役会の決議により決定し、その支給時期、新株予約権の行使期間およびその他内容についても、取締役会の決議により決定いたします。

監査等委員である取締役の個人別報酬の金額及び内容は、現金支給である固定報酬のみとし、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第23回定時株主総会において、年額5億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第25回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして年額1億円以内、新株予約権数の上限を年4,000個以内と決議いただいております。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第23回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役サポートの専任スタッフはおりませんが、管理本部が適宜、サポートしております。経営の透明性確保を企図して、随時、意見交換、情報の伝達、取締役会における資料の事前配布や事前説明を行っております。

社外取締役がその職務を補佐すべき使用人を求めた場合には、必要に応じて社外取締役の業務補佐のため内部統制室が兼務して行います。その具体的内容につきましては、社外取締役の意見を聴取し、関係部署との意見調整を行う等十分考慮して決定いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営理念に掲げた「技術者の地位向上」の実現により企業価値の増大と永続的存続及び社会貢献を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると考えており、株主総会の充実や取締役会の一層の機能強化を図り、積極的かつ継続的な情報開示・IR活動を行い、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じ取り組んでまいります。

また、当社は2019年6月27日開催の第23回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ってまいります。

当社の取締役会は、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成されており、法令で定められた重要事項及び経営事項に関する最終判断・決定を行うとともに取締役の業務執行を相互に監視・監督する機関として原則毎月1回以上開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。また、取締役は、取締役会のほか重要な会議にも出席し、重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行を相互に監視・監督するなど、経営の健全性を確保するためのコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されており、監査等委員会監査については、監査等委員が取締役会やその他重要な会議に出席することにより、重要な意思決定プロセスや取締役の業務遂行を監視・監督するとともに、重要書類・帳票・稟議書等の閲覧及び各部門・拠点の実査を行い、定例監査等委員会を開催し経営に対する監視の強化と取締役への助言を適宜行っております。

内部監査につきましては、内部統制室を設置しており、当社ならびに連結子会社を対象に、内部監査規程及び年間監査計画書に基づき内部監査を実施し、監査結果を社長及び監査等委員会に報告するとともに、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。

会計監査につきましては、会計監査人による定期的な会計監査を受ける他、随時相談を行うことで、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査においては、必要に応じて相互の情報交換、意見交換を通じてその実効性を高めるように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役及び監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行を相互に監視・監督する機能を確保しております。当社は、社外取締役を3名選任しており、その全員が監査等委員であります。

当社は、監査等委員である社外取締役に対して、監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的で、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明する事を期待しております。そのため、監査等委員である社外取締役の選任にあたっては会社経営に高い見識を持ち、あるいは監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有するなど当該職務に精通しており、会社との関係、代表取締役その他取締役、執行役員及び主要な使用人との関係において独立性に問題がない候補者から選任することとしております。なお、当社は監査等委員である社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が規定している独立役員に関する事項を参考に、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を選任しており、監査等委員である社外取締役の山田峻介は取引所に独立役員として届出をしております。

また、社外取締役3名につきましては、当該職務に精通し、経営監視機能の客観性及び中立性の観点からも問題ないとの判断により、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が必要な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。
その他	株主総会招集通知を、発送日の前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。 https://www.j-tec-cor.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時に説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL https://www.j-tec-cor.co.jp/ir/index.html 掲載している情報(決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの皆様に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。適時開示規則に該当しない情報につきましても、ステークホルダーの皆様にとって有用な情報であると判断した場合には、当社ホームページのIR情報で開示を行う等、積極的かつ公平な開示に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適切な評価のために、当社に関する重要な情報の適時・適切な開示を行う旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社はコンプライアンス体制の管理、整備を重要課題と認識した上で、代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス体制構築の責任者として任命し、職務上必要ある関連法令及び定款との整合性を検討することにより当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の適合性を確保できる体制の構築、維持、整備を行う体制とする。また、監査等委員、内部統制室は法令、定款に反する職務が執行されていないかについて監査を行い取締役会及び代表取締役へ報告する。その上で、取締役会及び代表取締役は、各取締役及び各部門長に対して問題点を指摘、改善指示を行う。
 - 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が法令、定款を遵守した行動を取るために、コンプライアンス教育や啓発活動を実施する。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとする。子会社においても、これに準拠した体制を構築する。
- 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。

4. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

(1)業務執行に係るリスクを体系的に認識、評価し適切にリスク管理を行うために、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスク管理体制を整備する。

(2)リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役は、管理本部長をリスク管理体制に関する統括責任者として任命し、管理本部長は各取締役、執行役員と共に部門ごとのリスクマネジメント体制を確立する。また、監査等委員及び内部統制室は各部門のリスクマネジメント状況の監査を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要な体制を整備すると共に、内部統制の適切な運用及び継続的な改善を行う。また、内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役に報告する。

6. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目的に基づく中期経営計画及び年度経営計画を策定する。

(2)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、業務執行における迅速な意思決定と効率的な会社運営を図るため、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催する。

7. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の経営管理については、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行う。

(2)子会社の活動内容については、定期的な報告と重要案件の事前協議を実施する。内部統制室は関係会社管理規程に基づき子会社の監査を実施する。

8. 監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社及び当社子会社の取締役、監査役、及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときには法令に従い監査等委員に報告する。

(2)監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、重要な契約書等の文書を閲覧し、必要に応じて担当取締役または使用人に説明を求める。

(3)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、原則として内部統制室が必要に応じて監査等委員の業務補助を行う。その具体的な内容については、監査等委員の意見を聴取し、関係部署との意見調整を行う等十分考慮して監査等委員の指示の実効性確保に努める。

(4)監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「内部統制の基本方針」において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断することを明記し、その周知徹底を図っております。

具体的には、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟しているほか、所轄警察署等と連絡を密にしており、反社会的勢力に関する情報の収集及び社内への周知を行うと共に、速やかに対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、取締役会および経営会議などの経営会議体で決定した事項(決定事実、決算情報)や、当社および子会社各部門の開示情報取扱責任者が把握した事項(発生事実)のうち、金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報(適時開示情報)について、適時適切な開示に努めております。

また、適時開示規則に該当しない情報につきましても、ステークホルダーの皆様にとって有用な情報であると判断した場合には、当社ホームページのIR情報で開示を行う等、適時適切な方法により、積極的かつ公平な開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社グループ全体の適時開示に関する担当部署を経営企画室と定め、開示プロセス全般に渡る体制を整え以下のとおり対応しております。

(1) 決定・発生事実の適時開示体制

決定・発生事実については、情報収集は、経営企画室長が当社各本部長等及びグループ会社代表者等から直接収集または報告等を受けることにより行っております。経営企画室は、収集または報告を受けた後、適時開示の要否を判定するとともに、適時開示を要する場合には、関連部門と連携のうえ開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画室長が情報取扱責任者、経営企画室が担当窓口となって当該情報を適時開示することとしております。

なお、緊急を要するものについては、適時開示の要否を経営企画室長が判断し、代表取締役社長の了解を得て、遅滞なく開示を行います。

(2) 決算情報の適時開示体制

決算、配当、業績予想等の決算情報については、財務本部が中心となって関連情報(子会社に係るものを含む)の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、経営企画室と連携して、適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画室長が情報取扱責任者、経営企画室が担当窓口となって、当該情報の適時開示を実施することとしております。

3. 適時開示情報の管理体制等について

適時開示情報の管理にあたっては、該当情報に接する者を必要最小限に止めるとともに、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引防止のための措置を講じております。

また、内部者取引管理規程やコンプライアンス規程等を定めるとともに、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育や情報取り扱いの研修会を実施するなど、適時開示情報の取り扱いに充分配慮するよう、意識付けの徹底を図っております。

